

令和7年3月3日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(令和7年2月26日付託分)

目 次

ページ

I	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】	1
II	学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表	6
III	神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例 新旧対照表	21
IV	神奈川県立のふれあいの村条例 新旧対照表	23

I 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表【教育委員会関係】

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表
（第2条関係）

改 正	現 行
第1条～第4条（略） （休暇の種類） 第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）子の看護等休暇</u> （11）～（17）（略） 2（略） （年次休暇） 第6条（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>4月1日から翌年3月31日までの期間（以下「年度」という。）</u>とする。 3 <u>5月以降</u>において、新たに職員となつた者のその<u>年度の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5（略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年度の翌年度</u>に繰り越すことができる。 第7条～第12条（略） （ボランティア休暇） 第12条の2（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 第12条の3（略） <u>（子の看護等休暇）</u> 第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護その他の人事委員会規則で定める事由のために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、子の看護等休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。	第1条～第4条（略） （休暇の種類） 第5条 休暇の種類は、次のとおりとする。 （1）～（9）（略） <u>（10）子の看護休暇</u> （11）～（17）（略） 2（略） （年次休暇） 第6条（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u> <u>とする。</u> 3 <u>2月以降</u>において、新たに職員となつた者のその<u>年の</u>年次休暇は、別表第1のとおりとする。 4・5（略） 6 年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、人事委員会規則で定める日数を限度として、<u>当該年の翌年</u>に繰り越すことができる。 第7条～第12条（略） （ボランティア休暇） 第12条の2（略） 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 第12条の3（略） <u>（子の看護休暇）</u> 第12条の4 教育委員会は、義務教育終了前の子（満15歳に達した日の属する学年の末日以前の子（同日以後引き続いて中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍している子を含む。）をいい、配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の<u>看護の</u> <u>ために勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（当該子が1人であつて、かつ、小学校就学の始期に達するまでの子の場合にあつては6日、2人以上の場合にあつては10日）の範囲内で、子の看護休暇</u>を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。

改 正	現 行
3 <u>子の看護等休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 第12条の5 (略) (短期介護休暇) 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者(第15条の2第1項において「配偶者等」という。)で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を与えることができるものとする。 (不妊治療休暇) 第12条の7 (略) 2 前項に規定する1年とは、<u>年度</u>とする。 3 (略) 第13条～第13条の3 (略) (子育て部分休暇) 第13条の4 教育委員会は、職員_____が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えるこ	3 <u>子の看護休暇</u>は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 第12条の5 (略) (短期介護休暇) 第12条の6 教育委員会は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者_____で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 短期介護休暇は、1日を単位として与える。ただし、教育委員会は、業務に支障がないと認めるときは、時間を単位として与えることができるものとし、第1項に規定する職員がその残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を与えることができるものとする。 (不妊治療休暇) 第12条の7 (略) 2 前項に規定する1年とは、<u>暦年</u>とする。 3 (略) 第13条～第13条の3 (略) (子育て部分休暇) 第13条の4 教育委員会は、職員(<u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員(第16条の2において「育児短時間勤務職員等」という。)</u>その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。)が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えるこ

改 正	現 行
とができる。 2・3 (略) 第14条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第14条の2 (略) 2 教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。が当該子を養育」とあり、<u>及び前2項</u> 中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。 第14条の3・第15条 (略) <u>(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)</u> 第15条の2 教育委員会は、職員が教育委員会に対し、<u>配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。)</u>その他の事項を知らせるとともに、<u>介護両立支援制度等の申告、願い出、請求等(次条において「申告等」という。)</u>に係る当該職員の意向を確認するための面談<u>その他の措置を講じなければならない。</u>	とができる。 2・3 (略) 第14条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限) 第14条の2 (略) 2 教育委員会は、<u>3歳に満たない</u> <u>子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1項に規定する正規の勤務時間を超える勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)</u>をさせてはならない。 3 (略) 4 前3項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして、人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。が当該子を養育」とあり、<u>第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。))における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。</u> 第14条の3・第15条 (略) (新設)

改 正	現 行
<u>2 教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u> <u>3 教育委員会は、職員が第1項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u> <u>(勤務環境の整備に関する措置)</u> <u>第15条の3 教育委員会は、介護両立支援制度等の利用に係る申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u> <u>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u> <u>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (読替規定) 第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前3条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 (育児短時間勤務職員等の勤務時間等) <u>第16条の2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</u> 第17条・第18条 (略)	(新設) (読替規定) 第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、第2条第3項中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同条第4項、第5項、第7項及び第8項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第12条の7第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、第13条の3第1項、第13条の4第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。 (育児短時間勤務職員等の勤務時間等) <u>第16条の2 育児短時間勤務職員等</u> の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。 第17条・第18条 (略)

改 正		現 行	
別表第 1 (第 6 条関係) 新規採用者年次休暇表		別表第 1 (第 6 条関係) 新規採用者年次休暇表	
採用月	休暇日数	採用月	休暇日数
<u>5 月</u>	18 日	<u>2 月</u>	18 日
<u>6 月</u>	17 日	<u>3 月</u>	17 日
<u>7 月</u>	15 日	<u>4 月</u>	15 日
<u>8 月</u>	13 日	<u>5 月</u>	13 日
<u>9 月</u>	12 日	<u>6 月</u>	12 日
<u>10 月</u>	10 日	<u>7 月</u>	10 日
<u>11 月</u>	8 日	<u>8 月</u>	8 日
<u>12 月</u>	7 日	<u>9 月</u>	7 日
<u>1 月</u>	5 日	<u>10 月</u>	5 日
<u>2 月</u>	3 日	<u>11 月</u>	3 日
<u>3 月</u>	2 日	<u>12 月</u>	2 日
別表第 2 (略)		別表第 2 (略)	

Ⅱ 学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表

学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）新旧対照表

〈本則関係〉

改 正	現 行
第1条～第7条の2（略） (削除) <u>(扶養手当)</u>	第1条～第7条の2（略） <u>(扶養手当)</u>
第8条（略）	(新設) 第8条（略）
2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 (削除)	2 前項の「扶養親族」とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。 <u>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u> <u>(2)～(5)（略）</u>
<u>(1)～(4)（略）</u> <u>(5) 心身に著しい障害がある者（前各号に掲げる者を除く。）</u>	<u>(6) 心身に著しい障害がある者（第1号から第5号までに該当する者を除く。）</u>
3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u>	3 <u>扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については、7,400円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）においては、そのうち1人については1万200円（職員に配偶者がいない場合にあっては、1万5,200円）とし、扶養親族たる子が2人以上ある場合についてはそのうち1人を除く他の子について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とし、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族においては、1人につき7,000円とする。</u> <u>(1) 扶養親族たる子が2人ある場合 1万1,000円</u> <u>(2) 扶養親族たる子が3人以上ある場合 そのうち1人については1万1,000円、その他の子については1人につき1万2,000円</u>
4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、 <u>5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u>	4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、 <u>7,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</u>
5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u>	(新設)

改 正	現 行
第9条 削除	第9条 <u>新たに職員となつた者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となつた者に扶養親族たる子がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合（扶養親族たる子たる要件を具備する者が生じた場合に限る。）において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。</u> (1) <u>新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある場合</u> (2) <u>扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至つた場合を除く。）</u> (3) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となつた場合（前号に該当する場合を除く。）</u> (4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1号に該当する場合を除く。）</u> 2 <u>扶養手当の支給は、新たに職員となつた者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となつた日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う</u>

改 正	現 行
(地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.45</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居	<u>ものとする。</u> 3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員について同項第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u> (1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u> (2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u> (3) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となつた場合</u> (4) <u>扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至つた場合（第1項第1号に該当する場合を除く。）</u> (地域手当) 第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.35</u>を乗じて得た額とする。 3 (略) 第9条の3 (略) (住居手当) 第9条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。 (1) (略) (2) 第9条の6第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者<u>_____</u> _____が居

改 正	現 行
住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 （略） （通勤手当） 第9条の5 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>当該職員</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第5項において「<u>運賃等相当額</u>」という。） _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ (2) （略） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める<u>額の合計額</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____、第1号に定める額又は前号に定める額	住するための住宅（県が設置する公舎その他人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定めるもの 2・3 （略） （通勤手当） 第9条の5 （略） 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、人事委員会規則で定めるところにより算出した<u>その者</u>の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）。ただし、<u>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）</u>が4万5,000円を超えるときは、<u>支給単位期間につき、その額と4万5,000円との差額から300円を差し引いた額（その額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、その額と4万5,000円との差額の2分の1）を4万5,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額</u> (2) （略） (3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める<u>額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額（以下この号において「合計額」という。）</u>が4万5,000円を超えるときは、<u>前号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号に定める額から300円（合計額と4万5,000円との差額の2分の1が300円に満たないときは、合計額と4万5,000円との差額の2分の1）を差し引いた額とする。）</u>、第1号に定める額又は前号に定める額

改 正	現 行
当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等_____ _____を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 5 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u> 6～9 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 新たに _____給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____ _____その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の	当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして人事委員会規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等で<u>その利用が人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの</u>を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。 （新設） 5～8 （略） （単身赴任手当） 第9条の6 （略） 2 （略） 3 <u>教育委員会の要請に係る人事交流により、国又は他の地方公共団体に勤務する者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して人事委員会規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。）</u>その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員には、前2項の

改 正	現 行
規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) 第9条の7～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当) 第13条の4 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する副校長、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。以下同じ。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表の1級、2級又は3級であるものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであつて、その負担の度が人事委員会規則で定める度に及ぶときに支給する。 (1)～(4) (略) (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で<u>神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が人事委員会と協議して定める日に行うもの 2 (略) 第13条の5～第17条の2 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第17条の3 前3条の場合において、職員が_____在宅勤務等手当、_____へき地手当、_____定時制通信教育手当又は_____産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前3条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。 第18条 (略) (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 _____管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。	規定に準じて、単身赴任手当を支給する。 4 (略) 第9条の7～第13条の3 (略) (教員特殊業務手当) 第13条の4 教員特殊業務手当は、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に所属する副校長、教頭、総括教諭（これに相当する者を含む。以下同じ。）、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は寄宿舎指導員で職務の級が教育職給料表の1級、2級又は3級であるものが次に掲げる業務に従事した場合において、その業務の心身に与える負担の度が著しいものであつて、その負担の度が人事委員会規則で定める度に及ぶときに支給する。 (1)～(4) (略) (5) 入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で<u>教育委員会</u>_____が人事委員会と協議して定める日に行うもの 2 (略) 第13条の5～第17条の2 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例) 第17条の3 前3条の場合において、職員が<u>第9条の7の規定による在宅勤務等手当、第15条に規定するへき地手当、第20条の4に規定する定時制通信教育手当又は第21条に規定する産業教育手当の支給を受ける職員であるときは、勤務1時間につき前3条の規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。</u> 第18条 (略) (管理職員特別勤務手当) 第18条の2 <u>第7条の2に規定する管理職手当の</u>支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

改 正	現 行
2 前項に規定する場合のほか、<u> </u>管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の </u>午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）</u>とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>1万2,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額<u> </u> (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>6,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 4 （略） 第18条の3 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。 4～6 （略） 第19条の2・第19条の3 （略）	2 前項に規定する場合のほか、<u>第7条の2に規定する</u>管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外</u>の日の午前0時から午前5時までの間<u> </u>であつて正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u> </u> とする。 (1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>1万円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額） (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、<u>5,000円</u>を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額 4 （略） 第18条の3 （略） （期末手当） 第19条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの（第20条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) （略） 3 定年前三任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の61.25</u>」とする。 4～6 （略） 第19条の2・第19条の3 （略）

改 正	現 行
(勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第21条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第21条の2 第8条 _____ _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第22条・第22条の2 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当) 第22条の3 (略) 2～4 (略) 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給す	(勤勉手当) 第20条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、教育委員会が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の、教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の127.5</u>）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の61.25</u>）を乗じて得た額の総額 3～5 (略) 第20条の2～第21条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外) 第21条の2 第8条、第9条、第9条の4及び第15条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第22条・第22条の2 (略) (会計年度任用職員の給料及び手当) 第22条の3 (略) 2～4 (略) 5 第2号会計年度任用職員については、従事する職務の内容及び特殊性を考慮して、常勤の職員に支給される手当の額を超えない範囲内において、地域手当、通勤手当 _____、特殊勤務手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当又は産業教育手当を支給す

改 正	現 行
る。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が 6 月以上の者その他教育委員会が定める者に限 り、支給する。 6 ～ 8 （略） 第23条～第29条 （略）	る。ただし、期末手当及び勤勉手当は、任期が 6 月以上の者その他教育委員会が定める者に限 り、支給する。 6 ～ 8 （略） 第23条～第29条 （略）

職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年神奈川県条例第 7 号）新旧対照表

〈附則第 7 項関係〉

改 正	現 行																		
第 1 条～第26条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例） 第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第 1 条～第26条 （略） （育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例） 第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。																		
<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第21条の 2</td><td>第 8 条</td><td>第 8 条、<u>第 9 条の 4</u> 及び第 9 条の 6</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	第21条の 2	第 8 条	第 8 条、 <u>第 9 条の 4</u> 及び第 9 条の 6				<table><tr><td>（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>第21条の 2</td><td>第 8 条、<u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第15条</u></td><td>第 8 条、<u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6</u></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	（略）	（略）	（略）	第21条の 2	第 8 条、 <u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第15条</u>	第 8 条、 <u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6</u>			
（略）	（略）	（略）																	
第21条の 2	第 8 条	第 8 条、 <u>第 9 条の 4</u> 及び第 9 条の 6																	
（略）	（略）	（略）																	
第21条の 2	第 8 条、 <u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第15条</u>	第 8 条、 <u>第 9 条、第 9 条の 4 及び第 9 条の 6</u>																	
第28条～第34条 （略）	第28条～第34条 （略）																		

教 育 職 給 料 表 （令和7年度の改定）

※ 「改定額」は附則第2項による号給の切替え後との差

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	199,900		220,700		286,600		<u>348,700</u>	24,800	<u>435,700</u>	22,100
	2	202,200		223,100		288,500		<u>350,200</u>	22,700	<u>437,000</u>	20,600
	3	204,500		225,500		290,400		<u>351,700</u>	20,600	<u>438,200</u>	19,100
	4	206,700		227,900		292,200		<u>353,200</u>	18,500	<u>439,500</u>	17,700
	5	208,900		230,300		294,000		<u>354,600</u>	16,500	<u>440,600</u>	16,400
	6	211,200		232,700		295,900		<u>356,000</u>	14,400	<u>441,700</u>	15,000
	7	213,400		235,100		297,700		<u>357,400</u>	12,300	<u>442,900</u>	13,600
	8	215,600		237,500		299,400		<u>358,800</u>	10,200	<u>444,100</u>	12,200
	9	217,800		239,900		301,100		<u>360,200</u>	8,200	<u>445,400</u>	10,800
	10	220,000		241,500		302,900		<u>361,500</u>	6,100	<u>446,600</u>	9,400
	11	222,200		243,100		304,600		<u>362,800</u>	4,000	<u>447,600</u>	8,000
	12	224,400		244,700		306,200		<u>364,100</u>	2,000	<u>448,700</u>	6,700
	13	226,600		246,300		307,800		365,300		<u>449,900</u>	5,400
	14	228,700		247,800		309,500		366,600		<u>450,700</u>	4,000
	15	230,800		249,200		311,300		367,800		<u>451,500</u>	2,600
	16	232,900		250,600		313,000		369,000		<u>452,400</u>	1,200
	17	235,000		252,000		314,300		370,200		453,300	
	18	236,800		253,200		316,200		371,400		453,800	
	19	238,500		254,400		318,000		372,600		454,300	
	20	240,200		255,600		319,700		373,700		454,800	
	21	241,900		257,000		321,400		374,800		455,300	
	22	243,200		258,200		323,300		376,000		455,800	
	23	244,500		259,500		325,000		377,200		456,300	
	24	245,800		260,800		326,700		378,300		456,800	
	25	247,000		262,100		328,400		379,400		457,300	
	26	248,200		264,000		330,200		380,600		457,800	
	27	249,400		265,800		332,000		381,800		458,300	
	28	250,600		267,600		333,700		382,900		458,800	
	29	251,700		269,300		335,400		384,000		459,300	
	30	252,900		271,500		336,700		385,200		459,800	
	31	254,100		273,700		338,000		386,400		460,300	
	32	255,300		275,900		339,300		387,500		460,800	
	33	256,400		278,100		340,800		388,600		461,300	
	34	257,700		280,300		342,400		389,800		461,800	
	35	259,000		282,500		343,900		391,000		462,300	
	36	260,300		284,600		345,500		392,200		462,800	
	37	261,700		286,600		347,000		393,400		463,300	
	38	263,100		288,500		348,600		394,700		463,800	
	39	264,400		290,400		350,200		395,900		464,300	
	40	265,700		292,200		351,700		397,100		464,800	
	41	267,000		294,000		353,200		398,300		465,300	
	42	268,000		295,900		354,800		399,600			
	43	269,000		297,700		356,400		400,600			
	44	269,900		299,400		357,900		401,700			

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	45	270,600		301,100		359,400		402,900			
	46	271,400		302,900		361,000		404,100			
	47	272,200		304,600		362,600		405,300			
	48	273,000		306,200		364,100		406,500			
	49	273,800		307,800		365,600		407,600			
	50	274,600		309,500		367,200		408,600			
	51	275,300		311,300		368,800		409,900			
	52	276,100		313,000		370,300		411,100			
	53	276,900		314,300		371,800		412,300			
	54	277,700		316,200		373,200		413,400			
	55	278,500		318,000		374,600		414,500			
	56	279,300		319,700		375,900		415,600			
	57	280,000		321,400		377,200		416,600			
	58	280,600		323,300		378,600		417,800			
	59	281,400		325,000		380,000		419,000			
	60	282,300		326,700		381,300		420,200			
	61	283,100		328,400		382,400		420,800			
	62	283,700		330,200		383,800		421,600			
	63	284,500		332,000		385,100		422,300			
	64	285,200		333,700		386,400		422,800			
	65	286,200		335,400		387,600		423,100			
	66	287,000		336,700		388,900		423,400			
	67	287,800		338,000		390,000		423,800			
	68	288,500		339,300		391,200		424,200			
	69	289,200		340,800		392,400		424,500			
	70	290,000		342,300		393,500		424,900			
	71	290,800		343,800		394,700		425,200			
	72	291,500		345,300		395,900		425,500			
	73	292,200		346,700		397,300		425,800			
	74	292,900		348,200		398,300		426,200			
	75	293,600		349,700		399,300		426,500			
	76	294,200		351,200		400,300		426,800			
	77	294,800		352,600		401,200		427,100			
	78	295,500		354,100		402,200		427,400			
	79	296,200		355,600		403,300		427,700			
	80	296,800		357,100		404,400		427,900			
	81	297,400		358,500		405,100		428,100			
	82	298,100		359,800		406,000		428,400			
	83	298,800		361,100		406,900		428,700			
	84	299,500		362,300		407,800		428,900			
	85	300,200		363,500		408,600		429,100			
	86	301,000		364,700		409,400		429,400			
	87	301,700		365,900		410,200		429,700			
	88	302,400		367,000		411,000		429,900			

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	89	303,100		368,100		411,600		430,100			
	90	304,000		369,200		412,300		430,400			
	91	304,800		370,300		413,000		430,700			
	92	305,600		371,400		413,700		430,900			
	93	306,100		372,500		414,300		431,100			
	94	306,900		373,700		414,800		431,400			
	95	307,700		374,800		415,200		431,700			
	96	308,500		375,900		415,500		431,900			
	97	309,200		376,900		415,800		432,100			
	98	310,000		377,900		416,100		432,400			
	99	310,800		378,800		416,400		432,700			
	100	311,500		379,700		416,600		432,900			
	101	312,300		380,500		416,800		433,100			
	102	313,200		381,500		417,100		433,400			
	103	314,100		382,400		417,400		433,700			
	104	314,900		383,300		417,600		433,900			
	105	315,500		384,100		417,800		434,100			
	106	316,300		385,000		418,100		434,400			
	107	317,100		385,900		418,400		434,700			
	108	317,900		386,800		418,600		434,900			
	109	318,600		387,600		418,800		435,100			
	110	319,000		388,600		419,100					
	111	319,400		389,500		419,400					
	112	319,900		390,400		419,600					
	113	320,400		391,000		419,800					
	114	320,800		391,900		420,100					
	115	321,300		392,800		420,400					
	116	321,700		393,700		420,600					
	117	322,200		394,500		420,800					
	118	322,700		395,200		421,100					
	119	323,100		396,000		421,400					
	120	323,600		396,800		421,600					
	121	324,100		397,400		421,800					
	122	324,500		398,100		422,100					
	123	325,000		398,800		422,400					
	124	325,500		399,400		422,600					
	125	326,100		400,000		422,800					
	126	326,400		400,700		423,100					
	127	326,700		401,200		423,400					
	128	327,000		401,800		423,600					
	129	327,200		402,400		423,800					
	130	327,500		403,000		424,100					
	131	327,800		403,500		424,400					
	132	328,000		404,000		424,600					

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	133	328,200		404,300		424,800					
	134	328,400		404,600		425,100					
	135	328,600		404,900		425,400					
	136	328,900		405,200		425,600					
	137	329,200		405,500		425,800					
	138	329,400		405,800							
	139	329,700		406,100							
	140	330,000		406,400							
	141	330,200		406,700							
	142	330,400		407,000							
	143	330,700		407,300							
	144	330,900		407,600							
	145	331,200		407,800							
	146	331,400		408,100							
	147	331,700		408,400							
	148	332,000		408,600							
	149	332,200		408,800							
	150	332,400		409,100							
	151	332,700		409,400							
	152	333,000		409,600							
	153	333,200		409,800							
	154	333,400		410,100							
	155	333,700		410,400							
	156	334,000		410,600							
	157	334,200		410,800							
	158	334,400		411,100							
	159	334,700		411,400							
	160	335,000		411,600							
	161	335,200		411,800							
	162	335,400		412,100							
	163	335,700		412,400							
	164	336,000		412,600							
	165	336,200		412,800							
	166			413,100							
	167			413,400							
	168			413,600							
	169			413,800							
	170			414,100							
	171			414,400							
	172			414,600							
	173			414,800							
	174			415,100							
	175			415,400							
	176			415,600							

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	177			415,800							
	178			416,100							
	179			416,400							
	180			416,600							
	181			416,800							
	182			417,100							
	183			417,400							
	184			417,600							
	185			417,800							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額		基 準 給料月額	
		円		円		円		円		円	
		238,500		279,200		301,400		330,000		411,900	

Ⅲ 神奈川県教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第46号）新旧対照表

改 正		現 行	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
1 (略)	(略)	1 (略)	(略)
2 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。）	2 児童手当法（昭和46年法律第73号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村
(1) 法第17条第1項	を除外する。	(1) 法第17条第1項（法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた法第7条第1項の規定により、児童手当及び法附則第2条第1項の給付（以下この項において「特例給付」という。）の受給資格並びに児童手当及び特例給付の額を認定すること。	
(削除)	(削除)	3 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村
(削除)	(削除)	(1) 法第16条第1項の規定により読み替えられた法第6条第1項の規定により、子ども手当の受給資格及び子ども手当の額を認定すること。	
(削除)	(削除)	4 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村
(削除)	(削除)	(1) 法第16条第1項の規定により読み替えられた第6条第1項の規定により、子ども手当の受給資格及び子ども手当の額を認定すること。	
(削除)	(削除)	5 児童手当法の一部を改正する法律（平成24年法律第24号）附則第5条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の児童手当法（以下この項において「法」という。）に基づく次の事務	市町村

改 正		現 行	
		<u>(1) 法第17条第1項(法附則第6条第2項、第7条第5項及び第8条第4項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた法第7条第1項の規定により、平成22年3月以前の月分の児童手当並びに法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の給付(以下この項において「旧特例給付等」という。)の受給資格並びに児童手当及び旧特例給付等の額を認定すること。</u>	
<u>3</u> (略)	(略)	<u>6</u> (略)	(略)

IV 神奈川県立のふれあいの村条例（平成2年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正			現 行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分		利用料金の上限額	区分		利用料金の上限額
宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 360円	宿泊を伴う利用	小学生（義務教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び中学生（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	1人1泊につき 330円
	高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）及び65歳以上の者	同 720円		高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）	同 660円
	その他の者（学齢に達しない者及び65歳以上の者を除く。以下同じ。）	同 1,220円		その他の者（学齢に達しない者及び65歳以上の者を除く。以下同じ。）	同 1,100円
宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 180円	宿泊を伴わない利用	小学生及び中学生	1人1回につき 170円
	高校生及び65歳以上の者	同 360円		高校生	同 330円
	その他の者	同 610円		その他の者	同 550円